



鳥取県公報

令和4年1月11日（火）
第9364号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約の締結 （1）（観光戦略課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 身体障害者福祉法による医師の指定（2）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・・・・・ 2 土地改良区の解散（3）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 地域森林計画の決定（4）（林政企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 地域森林計画の変更（2件）（5・6）（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 保安林の指定施業要件の変更予定（7）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・ 3 道路施設等管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等 （8）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 開発行為に関する工事の完了（9）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・・・・・ 6
◇ 公安告示	乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意（5件）（1～5）（交通規制課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（鳥取県立厚生病院）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

告 示

鳥取県告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

令和4年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）と鳥取市（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、鳥取砂丘の貴重な自然・景観を保全し、それを活用した鳥取砂丘全体の観光振興、活性化に向けて一体的かつ継続的に事業を実施するための基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に定めるところにより相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携事業の推進）

第3条 甲及び乙は、次に掲げるとおり、互いに連携して円滑に鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全を推進する。

（1）鳥取砂丘の観光振興の推進

甲及び乙は、連携して国内外からの誘客など鳥取砂丘の観光振興に向けた取組を行う。

（2）鳥取砂丘の保全と利活用

甲及び乙は、連携して鳥取砂丘の自然・景観の保全を図り、砂丘利用者の理解を深めるための施策及び鳥取砂丘の自然・風景・歴史文化の利活用等を総合的に推進する。

（3）鳥取砂丘西側エリアにおける滞在環境の上質化の推進

乙は、甲と連携し、鳥取砂丘西側エリアにおける滞在環境の上質化に向けた取組を行う。

（4）鳥取砂丘の交通環境の整備

甲及び乙は、連携して鳥取砂丘及び周辺エリアの周遊や駐車場の確保、交通渋滞対策等に向けた環境の整備を行う。

（5）情報共有の推進

甲及び乙は、前各号に規定する役割分担を円滑に進めるため、相互に必要な情報の共有を行う。

（経費負担）

第4条 前条の規定に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し負担するものとし、これによりがたい場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協議）

第5条 甲及び乙は、必要に応じて協議の場を設定し、課題の検討を行うものとする。

（発効）

第6条 この協約は、令和4年1月1日に効力を生ずる。

鳥取県告示第2号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼科	視覚障害	岡本 直記	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	米原 倫子	〃

鳥取県告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、湖山町下代土地改良区が解散したため、同条第3項の規定により告示する。

令和4年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を立てたため、同法第6条第7項の規定により告示する。

令和4年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更したため、同法第6条第7項の規定により告示する。

令和4年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更したため、同法第6条第7項の規定により告示する。

令和4年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第7号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたため、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町茶屋字阿他山2839から2845まで、字木呂拔2846、2847、2847の1、2848、字塗田原2849、字ニタ松2850、2851、字鉄鑄谷奥2859、字鉄鑄谷2860の1から2860の4まで、阿毘縁字小谷山277の1から277の4まで、字下モ大畑谷山361の1、361の2、字上ミ大畑谷山376、字與三右衛門炭山377、字大谷奥山378の1、378の2、字大板谷山379、字徳善山380、字スベリイハ山381、字畑苧山382、字来尾山383、字野田384、字梨子木谷907の1、下阿毘縁字亀石塔山751の1から751の4まで、字大口縄原山755の1、755の3、755の4、字深塔奥山756の1から756の4まで、757、758の1から758の3まで、字城床山760、字片平山761の1、761の2、字深塔山762、762の1、字深塔奥山762の3、762の4、763

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第8号

令和4年度及び令和5年度において県が締結する道路施設等管理業務の委託契約に係る指名競争入札（限定公募型指名競争入札を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

令和4年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象業務

県が管理する道路施設等に係る次の(1)から(3)までに掲げる業務

- (1) 除雪業務
- (2) 路面清掃業務
- (3) 消雪施設又は融雪施設（以下「消融雪施設」という。）の保守点検業務

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自ら保有し、又はリース（リース期間の末日が令和6年3月31日以後で、中途に解約することが禁止されているものに限る。）をしている除雪機械（次の表の左欄に掲げる種別に応じ、同表の右欄に掲げる処理能力等を有する機械をいう。以下同じ。）を使用する除雪業務（以下「借上除雪」という。）にあつては、いずれかの除雪機械及び当該除雪機械を操作することができる免許等を有する職員（常勤の職員に限る。）を県内の営業所に常に備えていること。

除雪トラック	除雪が可能な装置（プラウ）を装備しているもので、4トン級以上のもの
ドーザー	クローラー型又はホイール型のもので、5トン級以上のもの
モータグレーダー	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
ロータリー除雪車	ロータリ式ホイール型のもので、定格出力が130馬力以上のもの
スノーローダ	ホイール型のもので、5トン級以上のもの
小型除雪機（搭乗式）	搭乗式のもので、定格出力が40馬力以上のもの
小型除雪機（ハンドガイド式）	ハンドガイド式のもので、定格出力が5馬力以上のもの
トラクタショベル	ホイール型のもの
凍結防止剤散布車	自走式又は車載式のもので、積載量が0.5立方メートル以上のもの

- (3) 県が保有する除雪機械を使用する除雪業務（以下「貸与除雪」という。）にあつては、いずれかの除雪機械（トラクタショベルを除く。）を操作することができる免許等を有する職員（常勤の職員に限る。）を県内の営業所に常に備えていること。
- (4) 県が保有する路面清掃機械を使用する路面清掃業務にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 入札参加資格の審査を申請する日前5年以内に、県内において路面清掃車を使用した路面清掃業務又は路面切削を伴う舗装工事の契約を締結し、完了した実績を有すること。

イ 路面清掃機械（次の表に掲げる機械をいう。）を操作することができる免許等を有する職員（常勤の職

員に限る。)を県内の営業所に2名以上常に備えていること。

路面清掃車	真空式又はブラシ式のもので、最大積載量が4トン級以上のもの
散水車	タンク容量が6,500リットル級以上のもの

- (5) 消融雪施設の保守点検を行う場合にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 入札参加資格の審査を申請する日前5年以内に、県内において、国道若しくは県道に設置された消融雪施設の点検業務、新設工事若しくは修繕工事又は国道若しくは県道に埋設された上水道（簡易水道及び工業用水道を含む。）の新設工事若しくは修繕工事の契約を締結し、完了した実績を有すること。
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可（土木一式工事業に係るものに限る。以下「建設業許可」という。）を受けている者であること。
- (6) 3の(1)の書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (7) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人若しくは個人でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (9) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に未納がないこと。個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）並びに鳥取県の県税に未納がないこと。
- (10) 県内に本店を有する者にあつては、労働保険料に未納がないこと。

3 申請手続

(1) 提出書類（各1部）

- ア 道路施設等管理業務委託入札参加資格審査申請書
- イ 職員調書（消融雪施設保守点検業務を除く。）
当該調書に記載している職員が常勤の職員であることの確認ができる書類及び業務に係る運転免許証等の写しを添付すること。
- ウ 借上除雪にあつては、除雪機械調書及び除雪機械内訳
除雪機械の売買契約書又は固定資産台帳の写し（リースの場合にあつては、リース契約書の写し）及び自動車検査証の写し（自動車検査証を有する除雪機械に限る。）を添付すること。また、自動車検査証に記載された車検満了日が令和6年3月31日以前である場合は、誓約書を添付すること。
- エ 路面清掃業務にあつては、業務等実績調書
当該調書に記載している業務又は工事の内容が確認できる契約書及び仕様書等の写しを添付すること。
- オ 役員等名簿
- カ 消融雪施設保守点検業務にあつては、業務等実績調書及び建設業許可の通知書の写し又は証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
- キ 法人にあつては入札参加資格の審査を申請する日の属する事業年度の前事業年度（決算終了後4月を経過していない場合にあつては、前々事業年度）における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては入札参加資格の審査を申請する日の属する年の前年（決算終了後4月を経過していない場合にあつては、前々年）における貸借対照表及び損益計算書
- ク 2の(9)に掲げる国税及び地方税に未納がないことを証する納税証明書（入札参加資格の審査を申請する日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し
鳥取県の県税に係る納税証明書については、鳥取県県土整備部県土総務課が鳥取県の各県税事務所に鳥取県の県税の納税状況を直接確認することを承諾する場合（(3)ただし書に規定する提出期限までに承諾する場合に限る。）には、提出を要しないものとする。
- ケ 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格の審査を申請する日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。）の写し

コ 法人にあっては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（入札参加資格の審査を申請する日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し（個人の場合は、住民票の写し）

サ 県外に本店を有する者が入札等の権限を委任する場合（年間を通じて委任する場合に限る。）は、その旨の委任状

(2) 提出に係る留意事項

提出した書類の内容に変更を生じた場合は、道路施設等管理業務委託入札参加資格審査添付書類変更届及び変更箇所を修正した(1)の書類を(5)の提出先に速やかに提出すること。なお、次の事項に留意すること。

ア 職員調書に記載した者を変更する場合は、当該者の雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の写しを併せて提出すること。

イ 誓約書に記載した機械について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に定める継続検査を受けた場合には、除雪機械内訳及び新たに交付された自動車検査証の写しを提出すること。

(3) 提出期間及び時間

令和4年1月11日（火）から令和6年2月16日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、令和4年度初回発注分の1(2)の契約に係る指名競争入札に参加しようとする場合は令和4年2月18日（金）、1(3)の契約に係る指名競争入札に参加しようとする場合は令和4年4月22日（金）、1(1)の契約に係る指名競争入札に参加しようとする場合は令和4年7月1日（金）までに提出すること。

(4) 提出方法

(5)の提出先に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又はこれに相当する信書便の役務によることとし、令和6年2月16日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347、7454）

(6) その他

申請手続の詳細は、鳥取県のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/32811.htm>)に掲載するので、提出書類の様式については、ここから入手すること。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和6年3月31日（入札参加資格を付与された者が、2に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなった場合にあっては、知事が当該事実を確認した日の前日）まで

6 その他

随意契約の相手方を決定する場合においては、緊急を要する場合その他特別の事由がある場合を除き、この告示で定める入札参加資格を有する者に対し、見積書の提出を依頼するものとする。

鳥取県告示第9号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和4年1月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

1 開発許可の年月日及び番号

令和3年7月29日 鳥取県指令第202100105746号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字陣場本

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町2214

渡邊 進也

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第1号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、鳥取市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和4年1月11日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 合意した者

- (1) 日ノ丸自動車株式会社
- (2) 鳥取県公安委員会
- (3) 鳥取市長
- (4) 中国運輸局長

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称
別表のとおり

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

鳥取市が道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供するもの

4 道路又は交通の状況により支障がないようにするため必要と認める事項

2に掲げる停留所における3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車は、3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等に係る運行時間内に限るものとする。

5 合意をした期日

令和3年10月4日

別表

通番	停留所名称	所在地
1	小倉	鳥取市河原町小倉 282 先
2	今西	鳥取市河原町小倉 32 先
3	山上	鳥取市河原町山上 92-4 先
4	尾上	鳥取市河原町水根 441 先
5	小倉口	鳥取市河原町水根 417-15 先
6	水根	鳥取市河原町水根 277-1 先
7	公民館前	鳥取市河原町水根 224-7 先
8	水根作業所前	鳥取市河原町水根 69 先
9	棚田（北側）	鳥取市河原町水根 1198 先
10	棚田（南側）	鳥取市河原町水根 1198 先
11	佐貫	鳥取市河原町佐貫 755-6 先
12	中佐貫	鳥取市河原町佐貫 860-1 先
13	下佐貫	鳥取市河原町佐貫 1104-24 先
14	引野口	鳥取市河原町曳田 982-1 先
15	曳田（西側）	鳥取市河原町曳田 133-1 先
16	曳田（東側）	鳥取市河原町曳田 243 先

17	河原中学校前（北側）	鳥取市河原町曳田 20－1 先
18	河原中学校前（南側）	鳥取市河原町曳田 20－1 先
19	河原町総合支所前（北側）	鳥取市河原町渡一木 232－6 先
20	河原町総合支所前（南側）	鳥取市河原町渡一木 350－21 先
21	河原（北側）	鳥取市河原町河原 48－9 先
22	河原（南側）	鳥取市河原町河原 50 先
23	河原口（西側）	鳥取市河原町河原 72－15 先
24	河原口（東側）	鳥取市河原町河原 72－2 先
25	下袋河原（北側）	鳥取市河原町袋河原 452－4 先
26	下袋河原（南側）	鳥取市河原町袋河原 449－4 先
27	上袋河原（西側）	鳥取市河原町袋河原 421－3 先
28	上袋河原（東側）	鳥取市河原町袋河原 421－3 先
29	北村	鳥取市河原町北村 329－1 先
30	広瀬橋	鳥取市河原町北村 250 先
31	公民館前	鳥取市河原町北村 205 先
32	北村口	鳥取市河原町北村 68 先
33	弓河内	鳥取市河原町弓河内 92－1 先
34	小畑	鳥取市河原町小畑 54－2 先
35	湯谷	鳥取市河原町湯谷 171－2 先
36	牛ノ戸	鳥取市河原町牛戸 175 先
37	神馬	鳥取市河原町神馬 19－1 先
38	新田口	鳥取市河原町小河内 531－3 先
39	小河内橋	鳥取市河原町小河内 432 先
40	小河内	鳥取市河原町小河内 210 先
41	本鹿口（北側）	鳥取市河原町牛戸 14－1 先
42	本鹿口（南側）	鳥取市河原町牛戸 14－1 先
43	中井農協前（北側）	鳥取市河原町中井 355－7 先
44	中井農協前（南側）	鳥取市河原町中井 336 先
45	中井	鳥取市河原町中井 273 先
46	中井橋	鳥取市河原町中井 172－4 先
47	中井入口	鳥取市河原町中井 191－1 先
48	天神原橋	鳥取市河原町天神原 402－1 先
49	天神原（北側）	鳥取市河原町天神原 236 先
50	天神原（南側）	鳥取市河原町天神原 236 先
51	江波	鳥取市用瀬町江波 650－1 先
52	江波口	鳥取市用瀬町江波 839 先
53	小畑	鳥取市用瀬町屋住 456－2 先
54	夏明	鳥取市用瀬町屋住 274 先
55	屋住	鳥取市用瀬町屋住 110 先
56	山口（北側）	鳥取市用瀬町安蔵 169 先
57	山口（南側）	鳥取市用瀬町安蔵 140 先
58	松原	鳥取市用瀬町安蔵 383－1 先
59	岡入口	鳥取市用瀬町安蔵 917－2 先
60	塚原	鳥取市用瀬町安蔵 934－3 先

61	社（県道）（北側）	鳥取市用瀬町安蔵 1026－1 先
62	社（県道）（南側）	鳥取市用瀬町安蔵 1013－8 先
63	社地区公民館前	鳥取市用瀬町宮原 88－1 先
64	社（国道）（北側）	鳥取市用瀬町安蔵 1028－1 先
65	社（国道）（南側）	鳥取市用瀬町安蔵 1013－8 先
66	鳥取ダイヘン前（西側）	鳥取市用瀬町安蔵 1041 先
67	鳥取ダイヘン前（東側）	鳥取市用瀬町安蔵 1041 先
68	金屋（西側）	鳥取市用瀬町古用瀬 38－3 先
69	金屋（東側）	鳥取市用瀬町古用瀬 38－3 先
70	原（西側）	鳥取市用瀬町古用瀬 79－3 先
71	原（東側）	鳥取市用瀬町古用瀬 79－3 先
72	用瀬小運動公園前（西側）	鳥取市用瀬町用瀬 75－1 先
73	用瀬小運動公園前（東側）	鳥取市用瀬町用瀬 75－1 先
74	中学校前（西側）	鳥取市用瀬町別府 65 先
75	中学校前（東側）	鳥取市用瀬町別府 65 先
76	別府（西側）	鳥取市用瀬町別府 164 先
77	別府（東側）	鳥取市用瀬町別府 153 先
78	用瀬（北側）	鳥取市用瀬町用瀬 477－8 先
79	用瀬（南側）	鳥取市用瀬町用瀬 471－8 先
80	用瀬駅前	鳥取市用瀬町用瀬 500 先
81	鷹狩（北側）	鳥取市用瀬町鷹狩 729－1 先
82	鷹狩（南側）	鳥取市用瀬町鷹狩 784－1 先
83	公民館前	鳥取市用瀬町鷹狩 3－2 先
84	大村保育所前	鳥取市用瀬町鷹狩 32－1 先
85	旭ヶ丘	鳥取市用瀬町鷹狩 240－1 先
86	下平	鳥取市用瀬町赤波 6 先
87	赤波	鳥取市用瀬町赤波 539 先
88	別府上（北側）	鳥取市用瀬町別府 430－4 先
89	別府上（南側）	鳥取市用瀬町別府 430－4 先
90	余戸	鳥取市佐治町余戸 171 先
91	細尾	鳥取市佐治町加茂 2639－4 先
92	つく谷橋	鳥取市佐治町加茂 1999 先
93	加茂	鳥取市佐治町加茂 1283 先
94	大水	鳥取市佐治町加茂 734 先
95	福園橋	鳥取市佐治町加茂 453－1 先
96	佐治町総合支所前（北側）	鳥取市佐治町加瀬木 2542－1 先
97	佐治町総合支所前（南側）	鳥取市佐治町加瀬木 2542－1 先
98	保健センター前	鳥取市佐治町加瀬木 2171－2 先
99	高山口	鳥取市佐治町加瀬木 1298 先
100	加瀬木	鳥取市佐治町加瀬木 1238 先
101	渋尻	鳥取市佐治町加瀬木 1212－1 先
102	加瀬木橋	鳥取市佐治町加瀬木 352 先
103	森坪	鳥取市佐治町森坪 20 先
104	上大井	鳥取市佐治町古市 199 先

105	古市（北側）	鳥取市佐治町古市 165－1 先
106	古市（南側）	鳥取市佐治町古市 171－1 先
107	津無口（西側）	鳥取市佐治町古市 67－10 先
108	津無口（東側）	鳥取市佐治町古市 65－1 先
109	佐治選果場前	鳥取市佐治町葛谷 31－1 先
110	上葛谷	鳥取市佐治町葛谷 211－2 先
111	刈地橋（北側）	鳥取市佐治町葛谷 175 先
112	刈地橋（南側）	鳥取市佐治町葛谷 175 先
113	葛谷	鳥取市佐治町葛谷 30－4 先
114	小原	鳥取市佐治町葛谷 14－26 先
115	今市（北側）	鳥取市鹿野町今市 1039－1 先
116	今市（南側）	鳥取市鹿野町今市 1039－4 先
117	山紫苑前（西側）	鳥取市鹿野町今市 972－1 先
118	山紫苑前（東側）	鳥取市鹿野町今市 972－1 先
119	越路ヶ丘	鳥取市鹿野町今市 888－13 先
120	湯花団地前	鳥取市鹿野町今市 541－1 先
121	鹿野温泉病院前（北側）	鳥取市鹿野町今市 242 先
122	鹿野温泉病院前（南側）	鳥取市鹿野町今市 78 先
123	大工町	鳥取市鹿野町鹿野 2407 先
124	鹿野町総合支所前（北側）	鳥取市鹿野町鹿野 1517 先
125	鹿野町総合支所前（南側）	鳥取市鹿野町鹿野 1517 先
126	鍛冶町（北側）	鳥取市鹿野町鹿野 1201－1 先
127	鍛冶町（南側）	鳥取市鹿野町鹿野 1463－2 先
128	立町（北側）	鳥取市鹿野町鹿野 1174－5 先
129	立町（南側）	鳥取市鹿野町鹿野 1177 先
130	上町（北側）	鳥取市鹿野町鹿野 1091－5 先
131	上町（南側）	鳥取市鹿野町鹿野 1091－5 先
132	鹿野営業所前（北側）	鳥取市鹿野町鹿野 79－1 先
133	鹿野営業所前（南側）	鳥取市鹿野町鹿野 79－1 先
134	浜村駅	鳥取市気高町勝見 682－1 先
135	気高町総合支所前（北側）	鳥取市気高町浜村 282－1 先
136	気高町総合支所前（南側）	鳥取市気高町浜村 2－6 先
137	浜村温泉	鳥取市気高町浜村 51－1 先
138	浜村新町（西側）	鳥取市気高町新町三丁目 2 先
139	浜村新町（東側）	鳥取市気高町浜村 783－1060 先
140	新町 2 丁目（北側）	鳥取市気高町北浜二丁目 3 先
141	新町 2 丁目（南側）	鳥取市気高町新町二丁目 11 先
142	新町 1 丁目（西側）	鳥取市気高町新町一丁目 111－1 先
143	新町 1 丁目（東側）	鳥取市気高町新町二丁目 85 先
144	矢口（北側）	鳥取市気高町日光 1006－1 先
145	矢口（南側）	鳥取市気高町日光 1006－1 先
146	青谷町総合支所前（西側）	鳥取市青谷町青谷 667 先
147	青谷町総合支所前（東側）	鳥取市青谷町青谷 667 先
148	公民館入口（北側）	鳥取市青谷町青谷 446－5 先

149	公民館入口（南側）	鳥取市青谷町青谷 443-5 先
150	商工会館前（西側）	鳥取市青谷町青谷 4062-1 先
151	商工会館前（東側）	鳥取市青谷町青谷 4063-11 先
152	青谷駅（北側）	鳥取市青谷町青谷 4041 先
153	青谷駅（南側）	鳥取市青谷町青谷 4041 先
154	青谷駅口	鳥取市青谷町青谷 4306-11 先
155	駅南団地	鳥取市青谷町青谷 4166-5 先
156	青谷中学校前（北側）	鳥取市青谷町青谷 4189-5 先
157	青谷中学校前（南側）	鳥取市青谷町青谷 4236-2 先
158	谷田	鳥取市青谷町吉川 239-1 先

鳥取県公安委員会告示第2号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、鳥取市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和4年1月11日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 合意した者

- (1) 日ノ丸自動車株式会社
- (2) 鳥取県公安委員会
- (3) 鳥取市長
- (4) 中国運輸局長

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称

通番	停留所名称	所在地
1	河原口（西側）	鳥取市河原町河原72-15先
2	河原口（東側）	鳥取市河原町河原72-2先

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

いきいき国英ふるさとづくり協議会が道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供するもの

4 道路又は交通の状況により支障がないようにするため必要と認める事項

2に掲げる停留所における3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車は、3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等に係る運行時間内に限るものとする。

5 合意をした期日

令和3年10月4日

鳥取県公安委員会告示第3号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、鳥取市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和4年1月11日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 合意した者

- (1) 日本交通株式会社
- (2) 鳥取県公安委員会
- (3) 鳥取市長
- (4) 中国運輸局長

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称

通番	停留所名称	所在地
1	福部町総合支所前	鳥取市福部町細川668先
2	福部中学校前（北側）	鳥取市福部町高江485－3先
3	福部中学校前（南側）	鳥取市福部町高江485－3先
4	細川（西側）	鳥取市福部町細川279－1先

- 3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
 社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供するもの
- 4 道路又は交通の状況により支障がないようにするため必要と認める事項
 2に掲げる停留所における3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車は、3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等に係る運行時間内に限るものとする。
- 5 合意をした期日
 令和3年10月4日

鳥取県公安委員会告示第4号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、鳥取市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和4年1月11日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 合意した者
 (1) 日ノ丸自動車株式会社
 (2) 鳥取県公安委員会
 (3) 鳥取市長
 (4) 中国運輸局長
- 2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称

通番	停留所名称	所在地
1	湖山（南側）	鳥取市湖山町東一丁目123先

- 3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
 特定非営利活動法人OMUが道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供するもの
- 4 道路又は交通の状況により支障がないようにするため必要と認める事項
 2に掲げる停留所における3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車は、3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等に係る運行時間内に限るものとする。
- 5 合意をした期日
 令和3年10月4日

鳥取県公安委員会告示第5号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、鳥取市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和4年1月11日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 合意した者
 (1) 日ノ丸自動車株式会社
 (2) 鳥取県公安委員会
 (3) 鳥取市長

(4) 中国運輸局長

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称

通番	停留所名称	所在地
1	竹生	鳥取市竹生43-5先
2	美穂公民館前(西側)	鳥取市上味野50-3先
3	美穂公民館前(東側)	鳥取市上味野66-1先
4	源太橋	鳥取市国安210-3先
5	八幡神社口	鳥取市国安234-1先

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

大和地区まちづくり協議会が道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供するもの

4 道路又は交通の状況により支障がないようにするため必要と認める事項

2に掲げる停留所における3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車は、3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等に係る運行時間内に限るものとする。

5 合意をした期日

令和3年10月4日

公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第91号)第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立大山自然歴史館	一般社団法人大山観光局 代表理事 足立 敏雄 西伯郡大山町大山45-5	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月11日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

- 1 調達件名及び数量 医療機器 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年11月18日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 東京医療化学株式会社
東京都品川区西五反田一丁目14-1
- 5 契約金額 236,299,800円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 再度の入札に付したが落札者がなかったため。(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号)
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県立厚生病院事務局経営課

及び所在地

倉吉市東昭和町150